

文教警察企業常任委員会会議録

平成26年 1 月30日

場 所 第3委員会室

平成26年1月30日(木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

・平成26年宮崎県警察運営方針及び運営重点について

出席委員(7人)

委員	長	田口雄二
副委員	長	二見康之
委員		福田作弥
委員		中村幸一
委員		松村悟郎
委員		重松幸次郎
委員		徳重忠夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	白川靖浩
警務部長	水野良彦
警務部参事官兼 首席監察官	黒木典明
生活安全部長	深田周作
刑事部長	横山登
交通部長	武田久雄
警備部長	山内敏
警務部参事官兼 警務課長	柳田勇
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	内山義和

生活安全部参事官兼
地域課長
総務課長
会計課長
少年課長
交通規制課長
運転免許課長

松山邦廣
片岡秀司
草留勉
河野俊一
永友逸郎
長友信明

事務局職員出席者

議事課主幹 鬼川真治
政策調査課主幹 牧浩一

○田口委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について、説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○白川警察本部長 おはようございます。警察本部でございます。

今、委員長からお話がございましたが、本年最初の常任委員会でございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

まず、冒頭に、私のほうから一言おわびを申

上げたいというふうに思います。

既に、先般、広報したところでございますけれども、報道等もされておりますが、1月22日、「公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例違反等事案」で、本県警察官に対し、停職3カ月の懲戒処分を行いました。

なお、当該警察官は既に辞職をいたしておるところでございます。

委員の皆様を初め、県民の皆様は警察に対する期待と信頼を損ないましたことにつきまして、大変申しわけなく思っております、この場を借りましておわび申し上げたいと思います。

当県といたしましては、再発防止策に徹するということはもとよりでございますけれども、県民の期待と信頼に応える力強い警察活動を推進しまして、安全で安心な宮崎を実現するよう努めますことによりまして、県民の信頼回復に努めてまいり所存でございますので、どうか御指導のほど、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日は、お手元に資料を配付させていただいておりますが、平成26年宮崎県警察運営方針及び運営重点について、御報告をさせていただきますたく存じます。

内容につきましては、警務部長が説明をいたしますので、どうぞよろしく御聴取のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○水野警務部長 それでは、「平成26年宮崎県警察運営方針及び運営重点」について、御説明申し上げます。

座って御説明させていただきます。

お手元にこの資料が届いておるかと思いますが、おめくりいただきまして、1ページをごらんいただければと思います。

その上に、「運営方針」とございます。本年の運営方針は、昨年に引き続きまして、主題を、そこに書いてございますとおり、「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」にするとともに、副題を「安全で安心な宮崎をめざして」としてございます。

これは、事件・事故等がますます複雑・多様化する昨今の治安情勢を踏まえまして、郷土「宮崎」が安全で安心して暮らせる地域であることを願う県民の期待と信頼に応えるために、宮崎県警察の総合力を結集した力強い警察活動を本年も引き続き展開しようというものでございます。

次に、この方針のもとでの具体的な取り組みといたしまして、同じページの下側でございます、「運営重点」といたしまして7項目を掲げてございます。

念のため、上から順番に読み上げさせていただきます。

総合的な犯罪抑止対策の推進。

交通事故の総量抑止と交通秩序の確立。

災害等重大事案への対処とテロの未然防止対策の推進。

事態処理事案への迅速・的確な対応。

重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧。

少年の非行防止と保護総合対策の推進。

警察安全相談への適切な対応と被害者支援の推進。

以上、7項目でございます。

それでは、運営重点、それぞれにつきましての御説明をさせていただければと思います。

資料の2ページ、お開きいただければと思います。

まず、2ページの上段でございますが、総合的な犯罪抑止対策の推進についてであります。

犯罪抑止対策につきましては、これまで犯罪の起きにくい社会づくりを目指してさまざまな取り組みを実施し、昨年は、刑法犯の認知件数が10年前と比較して半減するなど、一定の成果を上げることができました。しかし、その一方では、依然として、窃盗犯を初め、子供や女性、高齢者が被害に遭う事件等が後を絶たず、治安に対する不安を払拭するには至っておりません。

そこで、資料の右側でございますが、「内容」にありますとおり、各種対策を推進してまいります。

まず、昨年から各警察署単位に「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策」、これを推進してきたところでございますが、本年も引き続きまして、的確な分析を実施し、効果的な犯罪抑止対策を推進してまいります。

次に、2番でございます。

犯罪抑止のためには、警察の活動ばかりでなく、自主防犯活動の活性化を図ることが重要でございます。重層的な防犯ネットワークを構築し、犯罪等の情報をタイムリーに提供しながら、県民の皆様の主体的な自主防犯活動、これを促してまいります。

3番目でございます。

次に、声かけ事案や性犯罪、児童虐待やストーカー・DV事案などの犯罪を防止する取り組みを強化するとともに、悪質商法や振り込め詐欺への対策も強化いたしまして、子供・女性・高齢者等を犯罪から守る諸対策を推進してまいります。

続きまして、4番目です。

また、今後ますます普及していくと見られますサイバー空間での安全と秩序を維持するための諸対策につきましても、積極的に推進してまいります。

また、5番であります。

最後に、悪質商法や特殊詐欺の関係であります。特に特殊詐欺は従来のオレオレ詐欺のような形態ばかりではなく、例えば、「ロト6の当選番号を事前に教えます」といったような新たな形態のものが発生しております。被害額も大きく、社会問題化しております。

関係機関と連携しながら、県民生活を脅かすこうした特殊詐欺等を撲滅するための諸対策、これを推進してまいります。

このほか、県民の皆様の防犯意識高揚を図るための情報発信活動を積極的に行うなど、総合的な犯罪抑止対策を推進することによりまして、県民の皆様が犯罪の被害に遭うことのない、安全で安心な社会の実現を図ってまいります。

続きまして、同じページ、下段でございますが、交通事故の総量抑止と交通秩序の確立についてでございます。

県内における昨年の交通事故発生状況は、発生件数で申しますと1万458件、前年比マイナス321件、負傷者につきましては1万2,589人、前年比で申し上げますとマイナス248人でございます。発生は3年連続、負傷者につきましては4年連続して減少するに至りました。

しかし、残念ながら、死者数につきましては前年より9人増加の59人ございまして、このうち高齢者の死者は前年と同じ33人で、全死者に占める割合が全国平均の52.7%を上回りました。55.9%となっております。

こうした状況を踏まえまして、警察といたしましては、「平成27年までに、年間の24時間死者数を39人以下にする」という第9次宮崎県交通安全計画の目標がございます。これを達成するために各種対策を推進してまいります。

ということで、右側でございます「内容」の

説明に入らせていただきます。

1番でございます。

まず、自治体を初めといたしまして、関係機関、団体と連携して「てげてげ運転追放運動」の定着化と、効果的な交通安全教育・広報啓発活動及び高齢者の交通事故抑止対策に重点を置いた交通事故総量抑止対策を推進してまいります。

また、良好な自転車の交通秩序を実現するための対策を推進するとともに、飲酒運転や暴走行為といった悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取り締まりを強化してまいります。

さらに、交通規制の面では、計画的な交通安全施設の整備と道路交通環境の変化に対応した合理的な交通規制を推進することとしております。

運転免許行政の面では、行政処分を的確に実施するとともに、更新時講習等を充実強化し、運転者の安全意識高揚を図ってまいります。

このような総合対策によりまして、悲惨な交通事故を減少させ、交通事故の脅威から県民を守り、安全で快適な交通社会の実現を図ってまいります。

以上が交通事故関連でございます。

資料の3ページをお開きいただければと思います。

上段に、災害等重大事案への対処とテロの未然防止対策の推進、これにつきまして、御説明申し上げます。

「災害等重大事案への対処」につきましては、東日本大震災への反省・教訓を踏まえ、大規模災害発生時の初動対応訓練や住民参加型の避難訓練を実施するとともに、装備資機材を計画的に整備するなど各種対策を講じているところで

ございます。

本年も引き続きまして、実践的な訓練を実施するとともに、関係機関・団体と緊密に連携し、地域住民と一体となった防災・減災対策を推進するなど、災害等重大事案に対する迅速・的確な対応に努めてまいります。

また、「テロの未然防止対策の推進」につきましては、国内外の不安定な政治経済、社会情勢を反映しまして、国内におきましても、テロ等の突発的な事案の発生が懸念されるところであります。

このような情勢を踏まえ、引き続き、国内外の諸情勢を的確に把握し、テロ関連情報の収集や交通機関、公共機関等に対する警戒警備を強化してまいります。

災害対策やテロ対策につきましては、平素からの訓練による部隊の対処能力の向上や、県・市町村を初めとする関係機関・団体との連携が重要でありますので、本年もこれらの取り組みを積極的に推進してまいります。

続きまして、その同じページ、下段ではありますが、事態対処事案への迅速・的確な対応について、御説明申し上げます。

昨年来、東京都三鷹市や千葉県市川市で発生したストーカー殺人事件など、警察に恋愛感情に起因するトラブルを相談していたにもかかわらず、凶悪事件に発展した事案が発生しております。

県警では、これら人身に被害が及ぶ危険性が高い事案を「事態対処事案」と位置づけまして、昨年3月、警察本部内に「宮崎県警察事態対処委員会」を設立いたしまして、事案に関する情報を警察本部の各部門が共有し、捜査の最初期段階から責任・役割分担を明確にし、戦略的かつ迅速に事態対処を行っておるところでございます。

ます。

昨年は、9件を事態対処事案として指定いたしまして、情報共有や各部門の連携を図り対応した結果、重要事件へ発展したものはございませんでした。

このような県民の生命・身体に危害が及ぶおそれのある事案を的確に把握・管理して、危害の発生を防ぎつつ被疑者を検挙するといった一連の捜査活動の成否は、警察の存在意義を左右するものだと言っても過言ではございません。

したがって、本年の運営重点に新たに加えることとしたものでございます。

まず、こうした事案を警察安全相談の受理や、関係機関からの情報提供といった形で認知した場合には、その最初期段階から警察の総合力を発揮するための体制を確立することとしております。

そして、被害対象者等の安全・安心を確保するため、事態対処委員会を司令塔として部門横断的な情報共有と明確な役割分担を行い、保護対策及び検挙対策を積極的かつ迅速・的確に推進することとしております。

また、こうした事態が発生した場合の的確な対処を行うために、平素から関係機関との連携強化や全警察職員の事態対処能力向上を図ってまいります。

続きまして、資料の4ページをお開きください。

まず、上段にあります重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧について、御説明申し上げます。

重要犯罪につきましては、昨年は殺人事件や死体遺棄事件、持凶器強盗事件など、社会の耳目を引く事件が発生いたしました。迅速的確な初動捜査と徹底した基礎捜査により、そのほとんどを早期に検挙したところであります。

一方、組織犯罪対策につきましては、暴力団組織の壊滅に向けた取り締まりを初め、覚せい剤及び大麻事件の検挙など、薬物事犯に対する取り締まり等を強力に推進したところであります。

本年も引き続き、県民に不安を与え、その安全を脅かす殺人や強盗などの重要犯罪や暴力団犯罪などの組織犯罪が発生した場合には、早期に徹底検挙を図っていくこととしております。

内容としましては、まず、1番、2番、3番にありますとおり、重要犯罪、知能犯罪、暴力団犯罪等の徹底検挙を図ってまいります。

その中で、経済や金融の国際化、情報通信技術の飛躍的進歩等によりまして、犯罪についてもグローバル化が進んでいることや、他人名義の携帯電話や偽造身分証明書などに代表されるような、犯罪に悪用されるものが横行していることから、犯罪のグローバル化、犯罪インフラ対策、これにつきましても推進してまいります。

また、宮崎県及び県内全ての市町村において、暴力団排除条例が制定されておりまして、社会全体で暴力団を排除する体制が強化されております。

そこで、本年も暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、県や市町村、宮崎県暴力追放センター等関係機関、団体はもとより、県民と相互に連携協力して暴力団排除を推進していくこととしております。

さらに、科学捜査を推進するなどし、あらゆる事件の検挙向上を図ってまいります。

続きまして、同じページ、下段であります。少年の非行防止と保護総合対策の推進について、御説明いたします。

少年の非行情勢を見ますと、刑法犯少年の検挙人員は年々減少傾向にあるものの、少年の再

非行率は依然として高い水準で推移するなど、予断を許さない状況にあります。

そこで、本年も引き続き、少年非行防止等の対策を推進するものです。

まず、非行を繰り返すなどの問題を抱えた少年の立ち直りを支援し、再非行を防止するとともに、少年を温かい目で見守る社会機運を醸成する「非行少年を生まない社会づくり」、これを積極的に推進してまいります。

また、少年による事件検挙に際しては、少年の特性に配慮した迅速かつ適正な捜査・調査を推進してまいります。

さらに、児童買春・児童ポルノといった悪質性の高い福祉犯罪の取り締まりを強化するとともに、近年のスマートフォンの急速な普及など、情報通信社会の進展に伴いまして、ネット上の有害情報が少年に及ぼす悪影響も懸念されていることから、非行防止教室等の取り組みを通じまして、児童生徒の規範意識の向上と啓発、これに努めてまいります。

また、少年サポートセンターの効率的な運営を図るとともに、「いじめや児童虐待」につきましては、少年の生命や身体の安全に直結する場合がありますことから、関係機関との連携を図り、事案の早期把握、被害少年の早期保護に努めまして、事案の重大性及び緊急性等に応じた的確な対応を推進してまいります。

最後に、資料の5ページをお開きいただければと思います。

警察安全相談への適切な対応と被害者支援の推進について、御説明申し上げます。

まず、警察安全相談につきましてですが、警察では、警察本部と各警察署に警察安全相談窓口を設置いたしまして、県民からの各種相談を受け付けております。昨年は1年間で約1

万7,000件の相談を受理しております。

警察安全相談業務は、県民生活の安全と平穏を確保する重要な業務であるとともに、その適否が警察に対する理解と協力に大きな影響を与えることとなります。

そこで、本年も相談者の立場に立った、迅速かつ親切な相談対応を推進するとともに、受理した相談の管理、引き継ぎを徹底いたしまして、確実な組織対応を図ってまいります。

また、被害者支援につきましてですが、犯罪被害者等の多くは、直接的な被害だけでなく、2次的な被害にも苦しみ、社会から孤立するなど、平穏な生活に支障が出る場合がございます。

警察は、被害の届け出を通じて犯罪被害者等と最初に密接にかかわる機関でありますので、まずは警察が犯罪被害者の立場に立ってその心情に寄り添い、途切れることのないきめ細やかな支援を行っていくことが大変重要であると考えております。

そして、精神的・経済的支援などに加えまして、知事部局、市町村、関係機関及びみやぎ被害者支援センターなどと緊密に連携して、総合的な被害者支援活動に取り組んでまいります。

さらに、社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するために、広報啓発活動を積極的に推進するとともに、犯罪被害者に対する給付制度がございますので、制度の周知を図りつつ、給付事案があった場合には、迅速・適正な対応をしてまいります。

以上、7項目につきまして詳細説明を申し上げます。1ページに戻りまして、以上、平成26年の運営方針というように書いてございますとおりでございます。運営重点7項目でございます。

本年も県民の負託に応えるべく、力強い警察の構築を図りまして、各種の警察活動を積極的

に展開することといたします。今後とも御理解、御支援をよろしくお願いいたします。

以上であります。

○田口委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について、質疑はありませんか。

○中村委員 この前でしたか、テレビを見てましたら、この特殊詐欺と言われるこの事案がいろいろと今また非常に難しい事案になってきたということが言われてましたけども、この特殊詐欺のいろんな案件にも、その金額とかいろんなものにもよるんでしょうけど、大体重いこの罪でどのぐらいの罰則が与えられてるのか、それをちょっとお聞かせいただきたい。

○横山刑事部長 特殊詐欺を含めて、一般の詐欺も一緒ですけども、詐欺罪、10年以下の懲役ということで規定されております。

○中村委員 10年以下の懲役だろうと思ったんですが、現実に対応されたものでどれぐらいの刑期で出てくるものですか。普通ですよ、普通どのぐらいで出てくるものか。

○横山刑事部長 お尋ねの趣旨は承知しておりますけれども、やはり犯罪の余罪が多いとか、前科前歴とか、計画性とか、そういう量刑については裁判等において判断されると思っております。ですから、執行猶予がつく場合もございますし、重い懲役刑を科せられるということもございます。

○中村委員 警察本部に言っても仕方ないんだけど、犯罪が起こった場合に罪を重くしたら、もうこれはかかわらん方がましやということで、少なくなるのかなと思いますが、これは国会議員とも話してみますけども、そういったことでやらないとこの案件は解決できないのかなという気がしますし、そして、これだけ多くなった

り、あらゆる手を通じてやってくる事案に対して、どういう研修をしたりしてるのか。また、テレビでやってましたが、絶対に引っかけられないという人が引かかるというような状況がありますが、そういうことに対して、どういう考えを持っていらっしゃるでしょうか。

○横山刑事部長 委員お尋ねの趣旨のとおり、警察としましても、非常に悪質で、高齢者等を狙ったり、しかも、参考までに申し上げますと、全国で1万件認知しております、また被害額も426億円という高額な被害になっております。これは、1件当たりどれぐらいかということ、これは宮崎県内ですけれども、宮崎県50件の認知なんですけれども、1件当たり463万円の被害なんです。

で、いわゆる窃盗であります泥棒、これは県内の認知件数で割りますと、1件当たり大体3万8,000円ぐらい。で、いかにこの特殊詐欺の被害額が大きいとか、そこにつけ込まれる状況があるのかと、いわゆる多額の金を手に入れられるという、そういう特徴、被害額の特徴がございました。

警察としましては、対策面で広報啓発活動、これ、やってもやってもやり過ぎることはないということで、広報、マスコミ等も利用いたしますし、街頭キャンペーンあるいは防犯メールでも認知した都度、速報で流しております。やっぱりわかりやすくお伝えしないとなかなか伝わらないということに配慮しておりますし、もう一つ、水際作戦と言っております、金融機関です、それとか、最近では宅配業者の皆さんの御協力をいただく、あるいはバスとかタクシーです。

特に、一番最初に申し上げました、金融機関での阻止率というのを全国出しております。A

TMあるいは金融機関の窓口で声をかけて阻止したというものがどれぐらいかという、これは実際阻止してますから、被害は抑えられたということなんですけれども、宮崎では72件の9,300万の被害を食い止めた。これは、金融機関がそのうち17件あるいは御家族と身内の方あるいは周辺におられる方が21件、そういうことで、やはり金融機関の御協力ももちろんですし、御家族とか、あるいは近所、近隣の方が、それは詐欺じゃがと、こういうことでアドバイスしていただけるような、あるいは警察のほうにその方々から御相談が届くような、そういうことが大事ではないかということで、ほかにもいろいろやっておりますけれども、行政機関のほうにもお願いしたり、高齢者クラブのほうにも協定等でお願ひしたり、未然防止対策に取り組んでおるところであります。

○中村委員 もう一つお伺いしたいんですが、我々もあと統一地方選挙まで1年ちょいなんで、警察の嫌なことを言うと、選挙で逮捕されるということになりかねないので言いたくないんだけど、(笑声) いや、笑ってらっしゃいますけど、実際、あなた方はそれやっていらっしゃるんですよ。罪もない者を捕まえたり。一番金持っていない私も、うちの係の者が引っ張られたんだから。これ一回、徹底的にやらないかと思ってますけど。これはやめる前だ。でないと、また皆さん方があいつを捕まえろと、選挙前にやれと言われるの決まってるから、だから言わないんです、ずっと黙ってるん……。

それを踏まえて、さっき県警本部長が言われたように、いわゆるこの前、新聞、テレビでも出ました。ところが、やっぱり教育委員会、警察本部、自衛隊ですよ、人員が多いのは。ところが、この自衛隊の皆さん方は、余り新聞等あ

るいはテレビ等も、出ることはありますよ、出ない。これはなぜかという、僕は自衛隊大好きで、日本の国防を担っていてくれると思ってますが、大好きなんで、自衛隊の会合とかに呼ばれると必ず行くんですけども、自衛隊の皆さん方の幹部の皆さんと話すと、やっぱりいろんな教育、そしてそういったものが、今言った、教育委員会、警察、一生懸命やってらっしゃるんだけど、それぞれ若干の差があるのかなと。というのは、なぜかという、警察本部に入る人、そして教育委員会に入る人は優秀な人ですよ。大学卒業したり、高校でも優秀な成績で卒業した人が来てる。

ところが、自衛隊を全くばかにするわけでも何でもないんだけど、自衛隊の皆さん方は、昔は誰でもいいぐらい採ってたこともあった状況があります。にもかかわらず、ちゃんとそのルールを守るということについては、自衛隊のほうはずっと上だということで、何かそこに差があるんじゃないかと思うんですね。だから、警察と教育委員会はもっと頑張らないかんじゃないのかなという気がするんですけど、いかがでしょうか。誰でもいいけど、誰が答えるのか知らんけども。

○白川警察本部長 座って失礼します。今、委員御指摘のとおり、私ども非常に今回の非違事案を受けまして大変情けなく、恥ずかしく思っているところでございます。

今のお尋ねで、教育と申しますか、内部的な訓練・教養に差があるのではないかというような御指摘でございますが、私ども、残念ながら、自衛隊あるいは他機関との比較というのはしておりませんので、また、他機関の教育の方法について承知をしておりますけれども、ただ、警察のことについて申し上げさせていただけれ

ば、やはり私どもは採用の段階から非常に厳しい教育訓練はしてるつもりでございます。

ただ、他方でなかなかそういう過程で適格性のないものを見きわめ、ここをもっときっちりやるべきじゃないかなというふうに思いますのが一つと、あと、これも他機関の業務の内容等の比較は困難ではありますけれども、警察の仕事、日々、犯罪等に対峙しなきゃいけないということもありまして、内部的にはやはりストレスのかかりやすいような業務内容ではないかというふうに思っております。

したがって、そういうところで業務上、そういう負担が過度にかかっているようなところはないかとか、そういう形で幹部がしっかり見きわめるといって業務管理といいますか、そういうようなところをきっちりやって、この2方面から、つまりは個々の職員の職務倫理を高めていく、そして、なかなか、そういうふうに向かない人は早期に排除をしていくというようなこと。

それと、業務の中でしっかり幹部のほうが見ていく、そういうような形で再発防止に努めたいというふうに考えておるところでございます。

○中村委員 先ほど言いましたように、できるだけ警察に対する批判はしないほうが安全であると、我々もわかってるんですよ。というのは、なぜかという、1年ちょっと前だから言っときますけど、私ももう二十数年になります、県議会議員になって。平成3年でしたから長年になります、警察が、いわゆる選挙違反で挙げようとするときに、皆さん方の考えでしょうけど、今度は都城で1人は挙げろよと、今、都城、ここに3人おりますけど、都城で1人挙げろよと。いや、じゃあ、延岡でも1人挙げろよと。都城に来た、誰にしようかな、あ、中村やと、

そういう追及の仕方をやってらっしゃるんですか。今だからはっきりしとかんといかんけど、もう1年前になったら、なお覚えとって、中村、またやれということになると困るからまた聞くんですけど。そういうやり方でされてますか。

○横山刑事部長 いささかもそういうことはございません。警察活動全ての業務にわたって厳正、公平、中立を維持しながら取り組んでおります。

また、具体的な違反取り締まりでございますけれども、これは統一的なことというならば、県下一斉の取り締まりの中で違反行為あるいは情報等を入手するということがあります。個々の違反行為については、法と証拠に基づいて適切に捜査するというところであります。

なお、選挙違反は日本全国、例えば違反行為の内容において、取り締まりの公平性を担保するということが極めて重要でありますので、宮崎県警独自の判断だけではなくて、警察庁等にも報告をして、協議の上、違反行為の取り締まり等には当たっております。

以上であります。

○中村委員 余り言いたくないんだけど、それはもう言われることは妥当なことですよ。しかし、やってるわけですよ、その都城なら都城で今度1人挙げろよ、宮崎県の中で1人ぐらいはと。だから、誰を挙げようかな、それは8人立候補しとるから、これを挙げようよ、決まったら、その人をずっと追及して追尾をするわけですが。俺たちが始めた、選挙が始まったときからずっとやられてるわけだから、そして、あんた、うちの事務長はよ、引っ張られて、今でも耳が聞こえないのよ、こうガーンとやられて。飯も食べさせない。だから、これは1年半前に言っとかないと、市議会議員選挙も終わった、市

長選挙も終わった、そのときに言っておかないと、そういうことをまた県警がやられるんじゃないかという心配があるから、きょうはあえて、今年初めてですから、ちゃんと皆さん方に言っとかないかん。

座つとると椅子を蹴ってドンと尻から落ちた、ここでしゃべられていまだに耳が聞こえない、そういうことをやってるんですよ。何ぼ、幾ら、正しいことをおっしゃっても、誰にしようかな、8人おるからこれにしようって、一番金を持ってない、何もしてないやつを捕まえようとするこゝとやってるじゃないですか。やってないとは言わせませんよ、証拠あるんだから。

だから、まあいい。とにかく今からそういうことのないように、県警本部長、やっていただきたい。

以上です。

○白川警察本部長 今の御指摘でございますが、私も他県警ではありますが、捜査二課長あるいは刑事部長という形で選挙取り締まりを実際にしてまいりました。

その中で、やはり警察における幹部の選挙取り締まりに臨む姿勢としましては、今、刑事部長、申しましたが、公正中立、妥当にやると。これを一番気を使って捜査運営をしているところであります。

したがいまして、やはり選挙の公正というのは、これは民主主義の根幹にかかわることありますから、私どもはその実現に警察の選挙取り締まりの焦点を当ててやっていると、こういう気持ちではいささかも変わりませんので、今後、将来、この宮崎県にいろんな選挙行われると思いますが、そういう方針で警察は臨んでいくということには変わりはありません。ということで御理解をいただきたいと思ひます。

○中村委員 もうその件はもう3期か4期前やったから、14～15年、14年とかそんな前になりますよ。一言も言わなかったんだけど、私ももう70過ぎて、次が最後の選挙になろうと思うので、最後の選挙でそういういかがわしいことやられたら困ると思ったから、あえてきょうは言っとかないかんと思って言ったんで。だから、3人おりますが、3人聞いてますから、都城でもしそういういかがわしいことがあったら絶対にそれは許さないと思ひてます。

私は、このことはまた本会議で言ひますよ。みんなに知ってもらわないかんから。そういう気持ちであります。

以上です。

○田口委員長 ほかにござひませんか。

○徳重委員 私もあるんですけど、それは差し置きます。交通安全のことについてちょっとお尋ねをしておきたいと思ひます。

交通事故というのはどうしても防げないという現実があるわけでありまして、さらに交差点での事故が最も多い事故になつてゐるかなと、こう思ひます。

横断という、交差点の横断あるいは道路の複雑化というか、十字路の場合は割とはっきりしてはいますが、3差路、5差路あるいは見通しの悪いところ、そういったところはそれこそ何千と県内にあるだろうと思ひます。私が知つてるところでも相当あるわけですから、県内には何千とあると思ひますが、やはりそこに生活する人たちというのは、いつも、ひょつとすると事故に遭うんじゃないか、起こるんじゃないかという心配が毎日あるわけですね、365日あるわけです。

で、我々にも、あるいは公民館長を通して、公民館にもいろんな形で相談が行くんですけど、

一向に手がかからないという事案が非常に多いような気がしてならないんですよ。

相談をしても、例えば、とまれをつけてくださいよと、あるいは点滅信号をどうでしょうかとか、いろんな相談があると思います。それぞれ、皆さん方専門の立場から検討されて、整備はされていくことはわかっています。

しかし、事が起こったら、もし死亡事故が、あるいは物損事故が相当、何回も発生したら、それならつけるということでは、これはいがかかなと思うんですよ。

私は、常識的にまず判断してほしいなと思うんですよ。皆さん方も全体を見回して優先順位とか、いろいろ言われるでしょうが、まずは担当の専門の皆さんが見られて、現状、状況が統一的な物の考え方をしてもらわなければならないんですよ。そういうところには、やはり積極的に早くそういうものを設置してほしいと思うんですよ。順番だと、お前、今言ってきたじゃないかと、まだ200番も前から順番が来てるんだ、そんなことを言っておられたんでは、私は交通安全の趣旨にもとるといような気がしてならないんですよ。そういうことについての考え方をちょっと教えてみてください。

○武田交通部長 昨年交通事故の場所は、委員御指摘のとおり、交差点及び交差点付近というのが約半数でございます。その内容も6割が出会い頭の事故とか、交差点付近の追突、これが非常に多くなっています。これはあげてげ運転、

漫然とした運転、とまろうかなと思って、とまれればいいのに隣の者に手を出すとか、そういった漫然とした運転、こういったことが、人的なものがあります。

今のお話をお聞かせさせていただいて全くそのとおりでございまして、交差点をやっぱり道路管理者と協議しながら、菓子野町あたりでも解除しておりますけれども、そういったふうにして管理者と協議する部分の一つあります。

もう一つは、信号機だとか、一時停止で規制をしていくということがあります。どの順番をつけていくかというのは、確かに、委員おっしゃったように、事故の状態であるとか、人口、登下校の横断者だとか、いろんなことを加味しながら県内一円、その地域に応じた検討をやっておるところでございます。

で、先に手を挙げて言ったから、例えば、信号機が300カ所要望があるから、先に手を挙げたが勝ちだという話では全くございませんで、そういったことを検討しています。

で、規制課長を中心にしまして、当然、私のほうにも上がりますけれども、その一つ一つについて、特に危険の度合いのところも管理していきまして、状況からしめて、いろんなことを加味して、その場所も実際に見ています、現場の規制の担当と。その上で、予算等とも勘案しまして設置している状況でございます。

非常に、特に金銭的な、500万から800万かかると言われる信号機、これにはどうしても、以前のような数を設置できないような状況にあります。それは何かといいますと、約1万本ある信号柱の約2,000本がまだコンクリート柱ですね、いつ倒れるかわからない。これを毎年約300本近く更新していかなければ、笹子トンネルを思い出しますけれども、ああいったような状況が、

あれはトンネル内の事故でございますけども。

それと、信号機を制御をしております、順番に制御する、この制御機も同じように2,400基ほどあるわけでありまして、交差点の数ほどあるわけでありまして、これを毎年約130基、こういったものを整備していくとか、そういったメンテナンスのほうにも一緒かけながら、必要最小限の、ほかのを抑えてでも信号機に回していく中でかけてしまっているという状況、こういったことがございますので、どうか御理解いただきたいと思っておりますし、繰り返しますが、その交差点での事故の発生の状況は、本部も一緒に行きまして見ておりますので、今後ともしっかりと検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○徳重委員 今おっしゃったお話の中で、大きな信号機をつけなさいということをおし上げてるつもりはありません。一番身近なのは小さい交差点ですよ、小さい交差点。ここはしょっちゅう、毎日の生活道路なんですね。朝昼晩通るところなんです。そこをもう少し真剣に考えてほしいと思ってるんです。

私は、もう前にもお話ししてあるんですが、保育園の周辺の交差点、全く見通しがきかない、どっちもとまれないんですよ。できたらつけてほしいというお願いしてるけど一向についてこないという事実もあるわけですね。そういったことを考えますときに、私は、小さい交差点こそ大事じゃないかと、しょっちゅう通るんですね、自転車も通ったりいろいろします。そういったことを考えますときにとまれぐらい、とまれの信号機は、信号機というか、とまれの標示はそんなに高くつくもんじゃないかなと、こう思うんですよ。だから、そういう要望がな

ければ、そんなこと、私は言ってるんじゃない、地域の方が要望するから申し上げてるわけですから、そういったことについてはやっぱり真剣に、前向きに検討してほしいということも要望しておきます。

以上で結構です。

○田口委員長 要望でいいんですね。

○徳重委員 いいです。

○田口委員長 ほかにありませんか。

○重松委員 1点だけ。昨日、自転車事故で民事裁判等で4,000万円相当の賠償請求が出ましたということでもあります。本当にこれからもまだまだ交通、自転車対策が本当に大事なかなというふうに思っておりますが、宮崎県内での自転車における事故発生件数と、それから学校教育における取り組みとか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

○武田交通部長 県内の自転車事故は年間約1,400件でございます。昨年は正確に言いますと1,360件ということで若干減少はしているところでございます。

ただ、その中で、自転車の中で多いのは、やはり高校生の自転車の事故が非常に多いということで、全体の25%を占めるわけでございますけども、まず保険の話がございまして、保険の適用につきましてはTSマークというのがございまして、これは各自転車屋さんが持っているわけでございますけども、約1,000円前後の加入で今は多額な補償も、いろんな事例がありますよというお話をしながら、そういったことも進めているところでございまして、また、県警が行っています小中高に対するモデル学校、ここにおきましても、そういった呼びかけをしているところでございます。

保険の話はそんなお話でございまして、あと、

この自転車事故を防ぐために、一番はやっぱり交通安全教室をやっております。数字的なことを申しますと、小中高を合わせまして約でございますけれども、2,000回の29万人という、学校の、子供たちの数でございますので、すごく上がってまいりますけれども、そういった数字でやっておるところ、それと自転車シミュレーター体験、これも非常に積極的にやってるところでございます。

あとは、実際、自転車の警告指導ですね。これは、イエローカードというのを作りまして、いろんな、一時停止をしなとか、いろんな違反をしたときに、朝の交通指導だとか警らの活動のたびに指導していくというようなことございまして、一番多いのが、やはり無灯火とか2人乗り、これが約5割を占めております。

今、非常に危ないんでございますけれども、携帯をしながらというのも7%ほどイエローカードで、今後注意しなさいという指導警告をやってるところでございます。

こうしたことでやっておりますけれども、学校当局も、お聞きしますと、教育委員会ではそういった安全推進委員なるものをおつくりになられて指導されているということでございますので、また連携しながら自転車事故の減少に頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○重松委員 本当に、そういう自転車事故対策に取り組んでいただきたいと思います。

あと1点だけ、よろしいでしょうか、委員長。

○田口委員長 はい、どうぞ。

○重松委員 てげてげ運転追放運動なんですけど、この標語というのはこれからもずっと続くんでしょうか。というのが、ちょっと県外の方にこの「てげてげ」という言葉がわかります

かと言ったら、よくわからないというふうにして、警察本部長とか、警務部長も県外からお見えになっていらっしゃるんですけども、この「てげてげ」という言葉も含めて、今後の取り組みをお聞かせください。

○武田交通部長 この「てげてげ」という名称は、皆さん、地元の方は御承知のとおりでございます。いいかげんな運転はやめましょうというお話でできたわけでございますけれども、平成21年に、これは公募いたしまして、その中でこれが、方言なんだけども、地域の宮崎県には一番いいだろうという当時の御判断で実施してるところでございます。

内容は、脇見をすとか、ぼんやりして運転をすとか、考え事をすとか、一番怖いのは携帯電話をしながら運転に集中せずにやるとか、こういった行為があるわけでありまして、これは意識啓発の部分が非常に多うございまして、自治体、関係団体と色々なのを、のぼり旗をつくったり、一定の費用をかけながらやっているところでございます。

他県におきましても、長崎だとか、県内でもですね、大分だとか、同じような名称をつけながら、他県も同じ傾向がございまして、そこそこ御当地の名前をつけたりしてるところでございますけれども、問題は全国平均をしまして、宮崎県は10ポイントほど高いものですから、これをずっと続けておるところでございますけれども、いま一つ、少しずつではございますけれども減少傾向にあるので、やっていきたいなということ考えております。

ただ、これは知事を中心としました対策委員会で、今後いろんな施策をやっていくわけでございます。その中でもまた論議されているところでございますけれども、警察とすれば、広報、

そして直接の原因であります携帯違反の取り締まり、こういったことを、なおまだやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○重松委員 そうなんですよ。そういう「ぼんやり」とか、そういう言葉を何かサブタイトルでまたしっかりお示しするような形も大事かなと思いました。

以上です。

○田口委員長 ほかにありませんか。

○松村委員 2点ほど。最初の犯罪抑止に対してのことですけれども、10年前から認知件数、犯罪に関しては半減しているということで、新聞紙上でも減ってるということは出てますんで、やっぱり日ごろの活動の成果とか、あるいは県民意識とかも、広がりというのはあるんだなということを思いますけれども、一方では、非常に今までにないような犯罪だとか、宮崎県内でも殺人事件があったり、こういう田舎でもあるのかというような事件もあるようなところですけども、検挙率というのは状況的にはどうなのかというところをちょっとお聞きしたいのと、いつまでたっても詐欺というんですか、そういうのがどんどん新しいのがふえていくんですけど、この詐欺の、サイバー犯罪も含めてですけども、こういう人たちって捕まってるんですかねというのを、ちょっと、ここの検挙率というのをお聞きしたいなと思うんで。

○横山刑事部長 犯罪情勢、とりわけ刑法犯の認知・検挙の状況でのお尋ねでございますけれども、昨年、平成25年は7,997件ということで8,000件を切るということでの認知でありまして、対前年比、平成24年に比較しますと、平成24年が8,428件、大体8,500件程度でありましたので、減少としましてはマイナス431件ということ

で、その前が9,000件台でして、大体、平成14年がピークでしたけれども、そのころからしますと、大体半減以下という状況であります。

検挙ですけれども、24年の検挙率が41.5%でございました。昨年在36.6%ということで、検挙率としましては低下しているということでもあります。

なお、全国の検挙率が29.8%ということでありまして、全国的にも約2ポイントほど下がっておるといふことでもあります。

ただ、宮崎県の検挙の状況、全般的なことになりますけれども、大体、窃盗犯が7割から8割ぐらい、この刑法犯の中で占めております。窃盗犯の中でも特に自転車盗と万引きが多いわけですけれども、特に、自転車盗を含めた乗り物盗の検挙はなかなか難しいという状況であります。

その中でも自転車は乗り捨てが多いんですね。駐輪場からちょっと拝借して乗り捨てるといふような状況がありまして、乗り捨てた自転車盗については、乗り物盗全般ですけども、バイク、自動車も含めましてですけども、大体、自転車がほとんどなんですけれども、大体50%、55%ぐらいは発見をして、被害者の方々にお返しをしておるといふ状況であります。これも全国に比べると、これは回復率は非常に高いほうであります。

それと、刑法犯の中で最も県民の皆さんに不安を与えるという殺人、強盗、放火、強姦、これは凶悪犯と言っております。平成24年36件認知をいたしまして、検挙が35件、97.2%の検挙率でありました。昨年は16件の認知でありまして、16件検挙ということで、人員は25名の人数ですけども、100%検挙をしております。

さらに、もう一つお尋ねがございました特殊

詐欺の検挙状況でありますけれども、これは、認知がやはりふえておるといふことでございます。24年が35件の1億9,500万ぐらいの被害です。35件の大体、約2億円ぐらい。昨年度が、25年が50件の約2億3,000万ということで、15件の3,500万ぐらいふえておるといふことであります。

全国的にも増加の傾向であるということについては間違いありませんで、宮崎だけということではないんですけれども、やはり手口として、今までオレオレ詐欺とか、そういう手口が振り込め詐欺の手口だったんですけれども、振り込め類似詐欺と言ってる、やはりもうかりますよということでの金融商品等取引詐欺とか、あるいは宝くじとかロト6とか、そういう、当選番号を教えますとか、そういうものでの振り込め類似詐欺と言っておるものが36件、50件のうち36件と、どちらかというところのほうにふえておるといふような状況であります。

一応、傾向としては以上のような。

○松村委員 検挙率というのは。

○横山刑事部長 検挙は、昨年、宮崎県で検挙しておりますのは、54件の42人ということで、前年比、人数ではプラス3人ふえておると。ただ、ほとんどはその実行犯が首都圏でありますので、要するに、振り込め詐欺、特殊詐欺にかかわる、本犯と言ってますけど、実行犯グループを捕まえるために警察で特に力を入れるのは、振り込め口座の詐欺とか、あるいは携帯電話の詐欺とか、そういう、いわゆる振り込め詐欺を助長する犯罪の検挙に力を入れておりました、これが39人という状況であります。検挙の件数としては、対前年比、平成24年が74件でしたから、昨年は54件ということで20件ほど下がったという状況であります。

○深田生活安全部長 先ほどの委員の質問で、サイバー犯罪の検挙の部分について、特化してその部分のみお答えをさせていただきます。

これにつきましては、昨年は60件、37名の被疑者を検挙しております。平成24年が21件の21名ということでございましたので、相当、検挙のほうは増加をしておるといふことであります。

ちなみに、サイバー関係の相談等を見ましても、24年が1,142件、25年が1,418件というようなことで、いずれも増加傾向にあるということでございます。先ほど警務部長から説明がございましたように、この部分の犯罪等については、今後ともしっかり取り組んでいきたいと考えております。

なお、検挙率につきましては、このサイバー犯罪は検挙して、後にサイバー犯罪ということで認定をするものですから、ほかの窃盗犯等のように検挙率というものの数字については出しておりません。

以上でございます。

○松村委員 詐欺とかサイバーも含めてですけども、被害とかふえてますねということで、今からもっとふえるんじゃないかという不安も、県民の皆さん、いろいろあるんですけども、根元も含めて、東京都が本部、本部といたらおかしいけど、あるんでしょうけど、こっちのほうは、地方のほうはやられて吸い上げられるんでしょうけども、出口のほうで小さいところはこちらでできるんでしょうけど、大もとがどんどんうまい汁吸ってるという世の中なんじゃないかと思うんですけども。

やっぱり捕まらないとか、検挙されないといふところにはまたやってしまうといふような感じもあるんじゃないかと思うんですけども、県内でも50人とか、50件とか、70人とか、そうい

うところを取り締まりで検挙してますよというところがあれば、ぜひそういうところを広報のほうで出していただいて、そういうことをやっても捕まりますよというようなところを、もうちょっと、そっちのほうでもしていただくと、小さな、そういう、詐欺犯罪をやろうとか思ってる人にも抑止力がこう出るんじゃないかと思って、私のひとり言ですけども、そういうところの広報もしていただかないと、やられ損でみんな被害に遭ってるんだなというイメージがどうしてもあって、そちらの広報をぜひお願いしたいなという思いであります。

○横山刑事部長 委員御指摘のとおり、今後とも適切な広報というか、要するに、高齢者が被害が多いと言ってるわけですので、よりよく伝わるようなお知らせ、広報等も取り組んでいきたいと考えております。

それと、冒頭に、中村委員のほうから御指摘あったように、やはり重刑化というか、割が合わない犯罪だということについても、また広報で、やはり警察としては、絶対捕まるんだというようにもお知らせが、できるだけ隅々まで行き届くように、また今後努めてまいりたいと思っております。

○松村委員 犯罪の中で、やっぱり繰り返しやる再犯というやつがありますけども、再犯率は高いということがございますよね、お聞きしてるとこなんですけども。この中で、少年非行防止という中で、少年の立ち直り支援活動ということで、非行少年を生まないということは、要するに、犯罪を犯した少年が、その後、保護観察所なり、いろいろその罰則を受けて、そして満了して出てお見えになるわけですよ。その後のことまで警察のほうやっぱりフォローしているということは素晴らしいことだなと思

ますよね。

聞くとところによると、その対象者あたりにボランティア活動に参加させて、より社会性を高めていく活動もしてるんだということもありまして、少年たちはまだ成長期にありますので、本当に効果が高いと思うんですよ。だから、非常に再犯防止に向けてはいいことだというふうに、私も思いますけども。

一方、青年、青年といいますか、特に凶悪犯罪といいますか、性犯罪だったり、薬物犯罪であったり、強盗とか殺人とかいうところは本県では余りないでしょうけども、そういう大きな犯罪をされた方が刑を満了して出てお見えになりますよね。この人たちがまた再犯をするということでも再犯率が高いということなんでしょうけども、件数は少ないとしても、やっぱり重大な事件になることもあるということで、この再犯の可能性のあるような方々をどう把握していつてるのかと、もう一つ、少年の立ち直り支援じゃないですけども、再犯をしないような環境づくりとか、そういう施策とかも同時にどのような形でやってらっしゃるのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいなと思っております。

○深田生活安全部長 まず、最初にございました少年の件について、若干事前にちょっと御説明をさせていただきます。

委員御指摘のとおりでありまして、全国の少年の再犯率は34.3%、宮崎でも25%、これは昨年の統計でありますけど、非常に高うございます。そういうようなことで、先ほど御指摘のありました、事業等々をしておりまして、昨年は50名を指定をしまして、そして支援事業、これに参加を毎月1回やっておりますけども、参加をしてもらいました。16人が参加をしました。この16人は、いずれも再非行がなく済んでおりま

す。これは、保護者の同意が必要ということがあるものですから、全員に参加をしてもらうという部分についてはなかなか難しいということありますけど、今後とも、月1回でございまして、しっかり事業をして再非行の防止、これには役立てていきたいというふうに考えております。

少年の部分については、以上のようなことでよろしゅうございますでしょうか。

○横山刑事部長 御指摘のとおり、再犯率は、これは全国も同様の数値になるかと思っておりますけれども、本県の再犯のデータでありますけれども、刑法犯の被疑者、25年の検挙した被疑者は2,013人、大体2,000人です。これは少年も含むわけですけれども、約2,000名程度なんですけれども、これの初犯者は1,125人、大体56%です。再犯者が888人、44%ぐらいということで、やはり見方にもよりますけれども、やはり再犯率が高いということは、この数字で言うならば言えると思います。

ただ、罪種的にいいますと、やはり強盗ですね、先ほど検挙率100%と申し上げましたけれども、強盗については70%と、過去にやってまたやると、そういうものがやはり一番多いということですし、あと粗暴犯と言ってる、暴行とか傷害です、こういうものも49%ぐらい、半分ぐらいが再犯、前科前歴があるということでもあります。

これの把握をどうしてるのかということでもありますけれども、保護・矯正部分については法務省所管ということでもありますので、警察が再犯をしないようにというのは、個別的には捜査あるいは取り調べ等の中で話すことがあっても、保護・矯正の具体的な形としては警察が行うということにはございません。

ただ、再犯の可能性、事態対処というところで若干話が出たと思うんですけども、やはり報復的な行為をすとか、例えば過去に捕まってその者が通報したからとか、あるいはその被害者に対する怨恨を強く抱きつつ刑務所から出所してきて、また再犯のおそれがあるという者については、法務当局、刑務所等と連携を、情報交換をやって、出所前に保護対策をとるといった取り組み等も行っております。

実態把握という観点からしますと、再犯者について、いわゆる基本的な人権的なこともございますので、その再犯者を把握していくというのは、具体的には実施しておりません。

○深田生活安全部長 子供対象の性犯罪に特化した再犯の防止に関することにつきましては、全国的な対策がとられておりまして、これは子供の場合ですと13歳未満の子供に性的な犯罪を犯したという者につきましては、しっかり、先ほど刑事部長言ったとおりでありまして、法務当局等々と連携をとりながら、全国の警察で情報交換をするシステムをとっております。これによりまして、再犯の防止に向けた取り組みをしておるところであります。

以上であります。

○松村委員 今、再犯の可能性が高いとか低いとかいうのは、いろんな条件や考え方によってもまた違いますけども、現実的には再犯率が非常に高いところがあると思うと、一県民、市民、安全な犯罪のない社会ということを考えますと、個人的には何か方法はないのかなという気持ちもあるんですけども、現実的にはやっぱり、もう一つは被害者の人権が一番でしょうけども、加害者にも人権ということが今非常にあるということで、いつまでも発信機をつけて野に放つというわけにもいかないわけでしょう

うから、ここのあたりは課題としてはなかなか難しいんだと思いますけども、できる範囲で十分目を光らせていただきたいと思います。

○田口委員長 いいですか。

○松村委員 以上。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○二見副委員長 2点なんですけれども、この総合的な犯罪抑止対策の推進について、ちょっとお伺いしたいんですが、総合的などということですか、全体としてということだと思っただけなんですけれども、1番、2番、4番、5番は、大体、私たちみんな、社会で生活する上で、いろんな環境について、防止策を、抑止策をとるというような内容になってると思うんですが、この3番についてだけは、ちょっと、んっと思ったんですけれども、1つは、子供・女性・高齢者等を犯罪から守るためのということで、人口全体からして、要するに、青年男子だけがここから抜けてるのかなと、つまり、子供や女性や高齢者、いわゆる、何ていうんでしょう、弱いといえますか、そういった犯罪に遭いやすいのかなというような意味で上げられてるんだと思うんですが、じゃ、実際に県内で起きてる犯罪において、犯罪被害者がここの3つの方々に集中してるのか、ちょっと、ここに上げられるだけの現状というものをまずお聞きしたいということと、あと、これは犯罪から守るための諸対策を推進するというふうになっておりまして、これはどういうふうに、これは項目としては抑止対策をとるといふようなところで書かれていると思うんですが、これは被害者を守るんだというような書き方になってますけれども、じゃあ、どういったことをやりながら抑止効果を出していこうというふうに考えていらっしゃるのか、ちょっとそこ辺の2点、御説明をいただきたい

と思います。

○深田生活安全部長 全体的な、今、委員御質問の子供が幾らの被害に遭って、それが何%を占めておるとか、高齢者が何%を占めておるといふのは、ちょっと手元に、そんな統計を余りとってないけども、全体的にそういう傾向があるということ、とりあえずちょっと御理解をいただきたいというふうに思っております。

数値的なもので判明する部分については、いわゆる声かけ事案とあって、子供・女性等に声をかける事案等がございますけれども、これが平成24年が458件、25年中が532件というようなことで非常に数が多いでございます。

それから、いわゆる女性が被害に遭うというような、いわゆる強姦であるとか、強制わいせつであるとか、いわゆる迷惑防止条例違反であるとか、このようなものが大体、年間に50~60件発生をしておるといふようなことで推移をしております。

それから、子供の被害であります。平成25年中の、先ほど刑事部長からもありました7,997件といううちの少年の被害でありますけれども、これは、いろんな自転車盗等も、いろいろなものも含めてでありますけれども、1,856件が子供の被害であるというふうな数字が出ております。

いろいろこれについて対策でございますけれども、いろいろ防犯メールを発出するとか、県警のホームページでいろいろ呼びかけをするとか、学校などに対する防犯講話を実施する、それから警察署ごとにミニ広報紙等々を発出をして、注意惹起をするというふうなことがございます。

それから、今一番大きく取り上げておりますのが、各企業・団体などと、いわゆる防止協定を結びまして、これが昨年までに11団体、4企業、結んでおりまして、月に大体5、6回、い

ろんな防犯情報を発信をしまして、昨年74件の情報発信をした。そして、いろいろ、成人も含めてでありますけども、犯罪の抑止のための呼びかけ、情報提供を行っているというような実態でございます。

以上でございます。

○二見副委員長 ということは、大体、今、対策としてとられるということの内容は、要するに、子供・女性・高齢者の方々に対する、いわゆる啓発活動がメインになって、犯罪自体を抑制する効果というか、遭わないためにどういう取り組みができるかというところをメインにしていくということなんでしょうか。いろんな11団体等との提携によって、そういう犯罪が起こらないような環境づくり、そして、あとはいわゆる生活者側としてそういう犯罪に遭わないための知恵なり、そういったものを警察のほうから提供していくというようなところを中心をやっていくという認識の仕方でよかったですでしょうか。

○深田生活安全部長 委員の御意見のとおり、そのとおりであります。

○田口委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

○横山刑事部長 副委員長のほうからございました点について、ちょっと私、手元にたまたまデータを持っておりますので、補足させていただきます。

これは法務省の犯罪白書の資料なんですけども、平成24年の法務省が発行した犯罪白書によりますと、高齢者の犯罪が増加しておるという点での裏づけ的な話でありますけれども、平成25年、暫定値でありますけれども、これは20.1%、全体のですね。で、平成15年、大体10年ぐらい前は全体の7.3%ということでございます。です

から、平成15年から10年たって、7.3%から20.1%ですから、増加率が非常に高いという白書の指摘がございます。

○二見副委員長 20.1は平成何年……

○横山刑事部長 25年の……

○二見副委員長 25年。

○横山刑事部長 これは暫定値でありますけれども、20.1%。正確な確定値でいいますと、24年は19.9%と、約20%ですけれども、そのようなことでございます。

○田口委員長 いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、報告事項についての質疑は終了いたします。

その他で何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもって、警察本部を終了いたします。執行部の皆さんもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時24分再開

○田口委員長 委員会を再開します。

その他、何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午前11時24分閉会